

# 悪質商法に気をつけましょう！

厚木市消費生活センター

悪質業者は言葉巧みに不安をあおり、親切を装って信用させ、年金や貯蓄など、あなたの大切な財産をねらっています。

「購入」や「契約」をする前には、家族や周囲の人に相談するなど、十分に注意してください。



「消費者庁イラスト集より」



ひとり暮らしの方や、高齢者のみの世帯は、特に注意を！  
過去に被害にあわれた方は、個人情報が出ている可能性大！  
被害回復をうたう二次被害にご注意ください。

注意ポイントは  
この3つ！

## ポイント1 個人情報は教えない

電話が来ても、自分の個人情報は話さない。

## ポイント2 その場で契約しない

「必要ありません」「お帰りください」  
断るときは、はっきりと！きっぱりと！

## ポイント3 一人で悩まず、早めに相談

「今日中に」などと契約を急がせる業者は要注意。  
その場で決めず、家族や周囲の人に相談しましょう。



契約トラブルや悪質商法でお困りの際は、  
すぐ電話相談。相談は無料です。

厚木市消費生活センター または 消費者ホットライン

☎046 (294) 5800



局番なし

い や や  
1 8 8

相談は、月～金曜日（年末年始、祝日を除く）  
午前9時30分～午後4時

それ以外の時間帯は、消費者ホットライン☎<sup>い や や</sup>188にお電話ください。

# あなたも契約トラブルに あってしまうかも？！

事例①

## 定期購入

「お試し500円！」という広告を見て通信販売で商品を購入したら、**定期購入**になっていた。

被害を防ぐポイント



「消費者庁イラスト集より」

- ▶「**定期購入**」になっていませんか？  
注文前に**契約内容（回数・金額）**をよく確認！
- ▶「**最終確認画面**」をスクリーンショットで**保存**。  
**注文完了メール**などメールのやりとりを保存！

※【通信販売】は返品・解約内容確認！

**クーリング・オフ**ができませんが、

解約ができることもあるので早めに**消費生活センター**にご相談を！

事例②

## 点検商法



「**無料で点検する**」と訪問し、「**耐震性に問題がある**」  
などと言われて高額な**契約**をさせられた。

「**火災保険の保険金で修理ができる**」と言って、修理とは別に**保険金請求代行手数料**を請求される場合に注意！

被害を防ぐポイント

- ▶**急いで決めず**、家族や周囲の人に**まず相談**を！
- ▶複数の**業者に見積り**を依頼し、**相場**を調べる！
- ▶**火災保険**で修理は、必ず**保険会社**に**保険対象**か確認！